

障 第 1115 号
令和 2 年 3 月 24 日

指定障害福祉サービス事業所等を運営する法人の代表者 様
(盛岡市指定障害福祉サービス事業所等設置法人等を除く。)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

障害福祉サービス事業所等に対する布製マスクの配布について

県の実施する障がい保健福祉施策については、日頃から御協力いただき厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課等から別添のとおり事務連絡の送付がありましたので、お知らせします。

記

1 布製マスクの配布方法

国においてメーカー等から布製マスクを確保次第、国から直接障害福祉サービス事業所等に順次送付されること（事務連絡 1（1）参照）。

2 布製マスク配布に関する問い合わせ先

「マスクが届いていない」等の布製マスク配布に関する問い合わせについては、事務連絡記載の「マスク等物資対策班（ガーゼ担当）」に問い合わせ願いたいこと。

※ なお、マスク等物資対策班からは、メーカー等から布製マスクを確保次第、順次送付する旨連絡を受けていること。

【担当】

障がい福祉担当 柳田

電話 019-629-5447

FAX 019-629-5454